

○厚生労働省告示第百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1のイ中「972単位」を「976単位」に、「913単位」を「917単位」に、「854単位」を「858単位」に、「797単位」を「800単位」に、「776単位」を「779単位」に、「756単位」を「759単位」に、「734単位」を「737単位」に改め、同1のロ中「1,215単位」を「1,220単位」に、「1,069単位」を「1,073単位」に、「983単位」を「987単位」に、「896単位」を「900単位」に改め、同1のハ中「1,147単位」を「1,152単位」に、「870単位」を「874単位」に、「795単位」を「798単位」に改め、同1のニ中「622単位」を「620単位」に、「455単位」を「453単位」に、「366単位」を「364単位」に改め、同1のホを次のように改める。

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対

し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 1,608単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,347単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,160単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,020単位
- (5) 利用定員が9人の場合 911単位
- (6) 利用定員が10人の場合 824単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 699単位

別表第1の1の注2の次に次のように加える。

2の2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が10人以下の場合 12単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

別表第1の1の注5中「276単位」を「277単位」に改め、同1の注6のホを次のように改める。

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が5人の場合 410単位
- (2) 利用定員が6人の場合 342単位
- (3) 利用定員が7人の場合 293単位
- (4) 利用定員が8人の場合 256単位
- (5) 利用定員が9人の場合 228単位
- (6) 利用定員が10人の場合 205単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 102単位

別表第1の1の規8を次のように定める。

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8及び第3の1の注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8及び第3の1の注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事

業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあつては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

イ 児童指導員等を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合 195単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 78単位

ロ 指導員を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合 183単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 73単位

別表第1の2の表中「4回」を「2回」に改め、ただし書を削り、回2の次に次のように加える。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に

に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

別表第1の4中「42単位」を「30単位」とし、「58単位」を「40単位」とし、同4の注1及び注2中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」とし、同1の9中「10単位」を「15単位」とし、「6単位」を「10単位」とし、同9のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6単位

別表第1の9の注1中「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」とし、「100分の25」を「100分の35」とし、同9の注2中「ロ」を「ハ」とし、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」の注1「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」を「ハ、同9の注2を注3とし、同9の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定し

ない。

別表第1の11及び12を次のように改める。

11 送迎加算

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位
- ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12 延長支援加算

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合
 - (1) 延長時間 1 時間未満の場合 61単位
 - (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92単位
 - (3) 延長時間 2 時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 128単位
- (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192単位
- (3) 延長時間 2 時間以上の場合 256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。別表第 1 の次に次のように加える。

12の 2 関係機関連携加算

- イ 関係機関連携加算 (I) 200単位
- ロ 関係機関連携加算 (II) 200単位

注 1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1 回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第1の13のイからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
別表第1の13の注のハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
別表第1の14の注中「12」を「12の2」に改める。

別表第2の1中「332単位」を「333単位」に、「443単位」を「445単位」に改め、同2の2のイ中「4回」を「2回」に改め、ただし書を削り、同2の次に次のように加える。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

別表第2の4中「42単位」を「30単位」とし、「58単位」を「40単位」と改め、同4の注1及び注2中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」と改め、同2の9中「10単位」を「15単位」とし、「6単位」を「10単位」と改め、同9のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ)

6単位

別表第2の9の注1中「除く。」のトを「以下注2において同じ。」を戻し、「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」とし、「100分の25」を「100分の35」と改め、同9の注2中「ロ」を「ハ」と改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトを「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」を加え、同注2を同9の注3とし、同9の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出

た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、その福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

別表第2の8の次に次のように加える。

8の2 送迎加算

37単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

8の3 保育職員加配加算

50単位

注 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

別表第2の9を次のように改める。

9 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 61単位
- (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92単位
- (3) 延長時間 2 時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 128単位
- (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192単位
- (3) 延長時間 2 時間以上の場合 256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

別表第2の6の次に次のように加える。

9 の 2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算 (1)

200単位

ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)

200単位

注 1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第2の10の注中イからハまでを次のように定める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
別表第2の10の注のハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第2の11の注中「9」を「9の2」に改める。

別表第3の1のイ中「482単位」を「473単位」に、「362単位」を「355単位」に、「281単位」を「276単位」に、「622単位」を「611単位」に、「455単位」を「447単位」に、「366単位」を「359単位」に改め、同一のロを次のように改める。

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等サービスを行う場合

- (1) 授業の終了後に行う場合
- (一) 利用定員が5人の場合
1,329単位
 - (二) 利用定員が6人の場合
1,112単位
 - (三) 利用定員が7人の場合
958単位
 - (四) 利用定員が8人の場合
842単位
 - (五) 利用定員が9人の場合
751単位
 - (六) 利用定員が10人の場合
679単位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合
577単位
- (2) 休業日に行う場合
- (一) 利用定員が5人の場合
1,608単位
 - (二) 利用定員が6人の場合
1,347単位

- (三) 利用定員が7人の場合
1,160単位
- (四) 利用定員が8人の場合
1,020単位
- (五) 利用定員が9人の場合
911単位
- (六) 利用定員が10人の場合
824単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合
699単位
- 別表第3の1の注1中「(1)」のトビ「又はロの(1)」を「ア」「(重症心身障害児を除く。)」と「イ」の注1の注2中「(2)」のトビ「又はロの(2)」を「ア」「(重症心身障害児を除く。)」と「イ」の注3及び注4を次のように改める。
- 3 イの(1)については、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に依り、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 利用定員が10人以下の場合
9単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合
6単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合
4単位
- 4 イの(2)については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとし

て都道府県知事に届け出た指定放課後等デザイナーサービスの単位において、指定放課後等デザイナーサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が10人以下の場合 12単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

別表第3の1の注9中「第63条」を「第37条」に改め、同1の注7中ロを次のように改める。

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デザイナーサービスを行った場合

- (1) 利用定員が5人の場合 410単位
- (2) 利用定員が6人の場合 342単位
- (3) 利用定員が7人の場合 293単位
- (4) 利用定員が8人の場合 256単位
- (5) 利用定員が9人の場合 228単位
- (6) 利用定員が10人の場合 205単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 102単位

別表第3の1の注8を次のように改める。

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員等又は指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

イ 児童指導員等を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合 195単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 78単位

ロ 指導員を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合 183単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 73単位

別表第3の2の注中「4回」を「2回」に改め、ただし書を削り、同2の次に次のように加える。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

別表第3の5中「10単位」を「15単位」に、 「6単位」を「10単位」に改め、同5のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) 6単位

別表第3の5の注1中「又は介護福祉士」を、「介護福祉士又は精神保健福祉士」に、 「100分の25」を「100分の35」に改め、 同5の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」の注1「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」を加え、 同注2を同5の注3とし、 同5の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の

25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。別表第3の9及び10を次のように定める。

9 送迎加算

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位
- ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注 1 イについては、就学児等（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児等（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

10 延長支援加算

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 61 単位
 - (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92 単位
 - (3) 延長時間 2 時間以上の場合 123 単位
- ロ 重症心身障害児の場合
- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 128 単位
 - (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192 単位
 - (3) 延長時間 2 時間以上の場合 256 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

別表第 3 の 10 の次に次のように加える。

- 10 の 2 関係機関連携加算
- イ 関係機関連携加算 (I) 200 単位
 - ロ 関係機関連携加算 (II) 200 単位

注 1 イについては、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等サービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、就学児等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第3の11の注中イからハまでを次のように定める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
別表第3の11の注のハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
別表第3の12中「10まで」を「10の2まで」と改める。

別表第4の1中「912単位」を「916単位」に改め、同1の注1の次に次のように加える。

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき37.5単位を所定単位数に加算する。

別表第4の1の注3の次に次のように加える。

4 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表第4の3の注のイからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1及び2により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
別表第4の3の注のハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数